

教誨師活動と受刑者の社会復帰支援の可能性

我 藤 論

1. はじめに

近年、矯正施設において高齢者や障害者が多く存在していることが明らかになり、矯正施設の処遇やその後更生保護など社会復帰に多くの注目が集まっている。さらには、さまざまなセルフヘルプグループの活動や、触法障害者や触法高齢者の福祉施設での受け入れなど民間での支援活動の輪が徐々に拡がりつつある。特に、矯正施設における高齢者や障害者については、引受人がない等から仮釈放になりにくく、多くの者が満期釈放されているが、満期釈放で社会に出てきてもなかなか帰住地や引受人がなく、居場所を求めて再び犯罪に手を染めてしまい、刑務所に戻ってしまうことが指摘されてきた。このような状況を受けて、社会福祉の支援を受けて、社会復帰することが行われるようになってきた。各都道府県に地域定着支援センターが設置され、また矯正施設にソーシャルワーカーを配置し、65歳以上の者や知的障害を持つ（疑いのある）者は本人の同意があれば、出所後に福祉サービスを受けることができるようになっていく。

本稿では、2006年に全国教誨師連盟に所属する教誨師1740名を対象とした調査（以下、2006年調査）のうち、個人教誨の相談内容に着目し、テキストマイニングによって分析を行う。矯正施設でなされる宗教教誨活動のうち、個人教誨は基本的には教誨師と1人の被収容者との間で実施される。それは、集団で行なわれる集合教誨や宗教行

事といった一方的なものではなく、双方向のやり取りがなされ、被収容者の悩みなどが話し合われている。2006年調査では、個人教誨で被収容者からどのような相談を受けるのかについて自由記述回答を求めた。その結果については、これまでの分析（坂東他（2007）、我藤（2011））では、回答ごとを直接分類することでどのような回答が多いか、またその回答内容について分析を行ってきた。しかし、分類した回答ごとの関連性等については十分な分析がなされていない。そこで、本稿では大量の自由記述回答を処理できるテキストマイニングを用いて、回答の分類及びその関連性を中心に分析を行い、被収容者がかかえる悩みについて明らかにし、その受け手としての教誨師の役割について議論を試みる。

2. 受刑者の悩み

2006年調査に関連して、2008年には受刑者を対象とした調査を行っている¹⁾。その受刑者調査において、回答者の日ごろの不安・心配ごとをたずねている。また、同じ項目で、刑事施設の教育担当部署職員と保安部門職員、教誨師に対して、受刑者の日ごろの不安や心配ごとをたずねている。その選択項目と結果は、表1に示すとおりである。

表1 受刑者の日ごろの不安・心配ごと

	受刑者	職員	教誨師
1 施設内での他の受刑者との人間関係	34.6	83.9	45.5
2 施設職員との人間関係	7.4	1.5	7.4
3 家族や親族など施設外での人間関係	19.3	3.6	8.8
4 施設での生活全般	12.3	9.5	13.6
5 身元引受人など帰住先の確保	6.6	26.3	12.0
6 出所後の就職	15.1	8.0	23.1
7 出所後の生活費（金銭）	11.8	11.7	5.2
8 出所後の生活全般	33.7	43.1	56.3
9 出所後の再犯の可能性	4.7	0.0	9.5
10 健康状態	19.2	7.3	3.1
11 被害者への感謝・弁済など	16.2	3.6	5.4
12 その他	5.0	0.7	5.5
13 特になし	12.9		
回答者数	626	129	724

※各項目に対する数値は、選択数／総回答者数×100である。

※調査では、各回答者が2項目を選択することとなっていたが、2項目以上選択した回答者がいたため、各回答者に選択点を2点を与えて算出している。

受刑者に特に多く選択された項目は、「1 施設内での他の受刑者との人間関係」、「8 出所後の生活全般である」の2項目である。この結果は、刑事施設職員と教誨師でも同様の結果である。よって、この2項目が受刑者の日ごろの不安・心配ごとの主だったものと考えられる。ただし、「8

出所後の生活全般」との項目は他の項目内容を含んでしまう包括的な項目となっており、より多く選択されてしまった可能性が高い。受刑者の回答で「13 特になし」よりも多く選択されているのは、「3 家族や親族など施設外での人間関係」、「10 健康状態」、「11 被害者への感謝・弁済など」、「6 出所後の就職」の4項目である。このうち、「3 家族や親族など施設外での人間関係」、「10 健康状態」、「11 被害者への感謝・弁済など」は、刑事施設職員や教誨師からは、受刑者の不安・心配ごととしてあまり選択されていない項目となっている。反対に、受刑者の回答では、「5 身元引受人など帰住先の確保」はあまり選択されていないが、刑事施設職員や教誨師からはやや選択されている。

さて、この調査では受刑者の不安・心配ごとについてたずねているが、釈放時アンケートでは、受刑生活で苦労したことはなにかをたずねており、17項目から3つまで選択できることになっている。これまでの調査結果をまとめると、表2の

ようになる。

このアンケート結果で、最も選択されているのは、「受刑者同士の関係」であり、各年度において70～80%の受刑者が選択している。「自由がない・好きなことができないこと」という刑事施設に収容されていること自体に関する項目が、31～34%であることを考えると、「受刑者同士の関係」に非常に苦労したことを示している可能性がある。また、「釈放後の生活設計」が20～23%、「家族との関係」が15～17%、「職員との関係」が14～16%の受刑者が選択している。

この釈放時アンケートの質問は「受刑生活で苦労したと思うことはどれですか。3つまで選んでください。」となっている。つまり、このアンケートで尋ねているのは、釈放時から過去の受刑生活を振り返ったときに、苦労したことである。先述の調査は、現在の受刑生活における不安や心配ごとである。過去のことが現在のことが、あるいは苦労したことが不安や心配ごとかという違いが、調査結果に反映されている可能性はある。

この2つ調査結果から、受刑者にとって、他の受刑者との人間関係や家族との人間関係、あるいは釈放後の生活が悩みとなっていることは確かであろうし、あたりまえのことなのかもしれない。ただ、このあたりまえの事象ではあるが、これらの悩みはどのように受け止められ、解決している

表2 釈放時アンケート「受刑生活で苦労したと思うこと（3つまで回答）」

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
受刑者同士の関係	18172 (71.9)	19148 (79.6)	19537 (79.0)	19520 (82.0)	19642 (77.3)
家族との関係	4026 (15.9)	4210 (17.5)	4303 (17.4)	4097 (17.2)	3950 (15.5)
職員との関係	3647 (14.4)	3704 (15.4)	3759 (15.2)	3965 (16.7)	3997 (15.7)
作業	2680 (10.6)	2814 (11.7)	2844 (11.5)	2861 (12.0)	2947 (11.6)
各種の教育	334 (1.3)	385 (1.6)	2448 (9.9)	408 (1.7)	521 (2.0)
医療	4843 (19.2)	5172 (21.5)	5465 (22.1)	5540 (23.3)	5160 (20.3)
釈放後の生活設計	5057 (20.0)	5268 (21.9)	5490 (22.2)	5488 (23.1)	5444 (21.4)
面会・手紙	1746 (6.9)	1443 (6.0)	1509 (6.1)	1560 (6.6)	1555 (6.1)
賠償	167 (0.7)	168 (0.7)	173 (0.7)	150 (0.6)	173 (0.7)
被害者や被害者家族との関係	532 (2.1)	481 (2.0)	495 (2.0)	486 (2.0)	454 (1.8)
仮釈放になるための面接・手続き	1042 (4.1)	1058 (4.4)	1088 (4.4)	1023 (4.3)	996 (3.9)
所内での不服申し立て・訴訟	469 (1.9)	433 (1.8)	495 (2.0)	473 (2.0)	448 (1.8)
規律	3389 (13.4)	3656 (15.2)	3883 (15.7)	4231 (17.8)	4255 (16.7)
取調べ・懲罰	2186 (8.7)	2213 (9.2)	1706 (6.9)	2589 (10.9)	2506 (9.9)
自由がない・好きなことができないこと	7871 (31.2)	8251 (34.3)	8309 (33.6)	8060 (33.9)	7920 (31.2)
その他	1540 (6.1)	1636 (6.8)	1706 (6.9)	1666 (7.0)	1569 (6.2)
特になし	2241 (8.9)	2357 (9.8)	2448 (9.9)	2541 (10.7)	2337 (9.2)
回答者数	25258 (100.0)	24055 (100.0)	24730 (100.0)	23801 (100.0)	25424 (100.0)

※法務省矯正局による釈放時アンケート結果による

※（ ）内の数値は、各年度の構成比を表す

※平成 17 年度の公表資料は、回答数のみであったため、回答者数は調査全体の有効回答者数とした。

※平成 18 年度及び平成 19 年度の公表資料は、各項目の回答者の構成比と全回答者数のみであったため、「全回答者数×構成比」で各項目の選択者数を算出し、小数点以下を四捨五入している。よって、各項目の選択者数は正確な数値ではない。

※平成 21 年度の公表資料は、各項目の男女別の構成比と男女別の全回答者数のみであったため、男女の「全回答者数×構成比」を足して、各項目の選択者数を算出し、小数点以下を四捨五入している。よって、各項目の選択者数は正確な数値ではない。

のだろうか。刑務所内のことであれば、心理技官や刑務官、さらには他の受刑者が聞き手となり、また釈放後のことであれば、刑務所の担当者や保護観察官等が聞き手となり、問題は解決しているのかもしれない。そして、もう一方で、教誨師もこの受刑者の悩みの聞き手として関与している可能性は十分にある。

次章では、受刑者の悩み等が語られる場として、宗教教誨の中でも個人教誨に焦点を当てて、受刑者の悩みを分析していく。

3. 個人教誨における相談内容の分析

本分析で注意しなければならないのは、分析の対象としたのは、個人教誨で相談を受けた教誨師がその経験や印象に残っている概要を記述したものであり、必ずしも被収容者本人が記述したものではないということである。また、すべての被収容者が個人教誨を受けているわけではないので、これらの回答を受刑者全ての意見としてみることはできない。しかしながら、被収容者と向かいあ

てその相談を受けることができる数少ない立場の教誨師からの意見は重要である。よって、一定の括弧つきではあるが、受刑者がどのようなことを個人教誨で語っているのかを議論しておく。

3. 1. 調査内容と分析方法

本分析の対象とするのは、2006 年 9 月 20 日から 10 月 20 日まで、全国教誨師連盟に所属する教誨師 1740 名に実施した調査のうち、個人（個別）教誨における受刑者からの相談内容に関する自由記述回答である。調査方法は、各教誨師に調査票を郵送し、回答した調査票を返送用封筒に入れて返送することとした。調査全体の回答者数は、1740 名中 756 名であった²⁾。

分析方法としては、各回答者の回答を IBM SPSS Text Analytics for Surveys 4.0 を用いてキーワードによる出現頻度とキーワードによるカテゴリ間の関連性を分析した。具体的には、まず全回答からキーワードを抽出したうえで、出現頻度 10 回以上のキーワードについてカテゴリを作成した。次に、作成されたカテゴリの結合や定義を見

表3 教諭師の年齢と個人教諭内容回答の有無のクロス表

			個人教諭内容回答の有無		合計
			回答なし	回答あり	
教諭師の 年齢	30 歳代	度数	0	10	10
		年齢分類の %	.0%	100.0%	100.0%
	40 歳代	度数	9	29	38
		年齢分類の %	23.7%	76.3%	100.0%
	50 歳代	度数	26	103	129
		年齢分類の %	20.2%	79.8%	100.0%
	60 歳代	度数	27	130	157
		年齢分類の %	17.2%	82.8%	100.0%
	70 歳代	度数	32	111	143
		年齢分類の %	22.4%	77.6%	100.0%
	80 歳以上	度数	4	19	23
		年齢分類の %	17.4%	82.6%	100.0%
	不明	度数	0	2	2
		年齢分類の %	.0%	100.0%	100.0%
合計	度数	98	404	502	
	年齢分類の %	19.5%	80.5%	100.0%	

表4 施設分類と個人教諭内容回答の有無のクロス表

			個人教誨内容回答の有無		合計
			回答なし	回答あり	
施設分類	刑務所（含少年・女子・医療）	度数	63	281	344
		個人教誨内容回答の有無の%	64.3%	70.1%	68.9%
	刑務所（含少年・女子・医療）・ 拘置所	度数	4	20	24
		個人教誨内容回答の有無の%	4.1%	5.0%	4.8%
	拘置所	度数	11	21	32
		個人教誨内容回答の有無の%	11.2%	5.2%	6.4%
	刑務所・少年院 （それぞれ含少年・女子・医療）	度数	4	30	34
		個人教誨内容回答の有無の%	4.1%	7.5%	6.8%
	少年院（含医療・女子）	度数	16	49	65
		個人教誨内容回答の有無の%	16.3%	12.2%	13.0%
合計		度数	98	401	499
		個人教誨内容回答の有無の%	100.0%	100.0%	100.0%

※担当施設の回答がなかった回答者を除く

表5 教諭師の経験年数と個人教諭内容回答の有無のクロス表

			個人教諭内容回答の有無		合計
			回答なし	回答あり	
教諭師 経験年数	5年以下	度数	28	70	98
		個人教諭内容回答の有無の%	28.6%	17.3%	19.5%
	10年以下	度数	17	69	86
		個人教諭内容回答の有無の%	17.3%	17.1%	17.1%
	15年以下	度数	13	60	73
		個人教諭内容回答の有無の%	13.3%	14.9%	14.5%
	20年以下	度数	11	69	80
		個人教諭内容回答の有無の%	11.2%	17.1%	15.9%
	25年以下	度数	9	46	55
		個人教諭内容回答の有無の%	9.2%	11.4%	11.0%
	30年以下	度数	11	29	40
		個人教諭内容回答の有無の%	11.2%	7.2%	8.0%
	35年以下	度数	1	17	18
		個人教諭内容回答の有無の%	1.0%	4.2%	3.6%
	40年以下	度数	1	21	22
		個人教諭内容回答の有無の%	1.0%	5.2%	4.4%
	41年以上	度数	5	17	22
		個人教諭内容回答の有無の%	5.1%	4.2%	4.4%
	不明	度数	2	6	8
		個人教諭内容回答の有無の%	2.0%	1.5%	1.6%
合計	度数	98	404	502	
	個人教諭内容回答の有無の%	100.0%	100.0%	100.0%	

表7 カテゴリー間の相関係数

	生活	生き方	就職	被害者	罪	家族	謝罪	友人関係	心	施設	人間関係	不安	受刑者	社会復帰	宗教関連
生活	相関係数 有意確率(両側) N														
生き方	相関係数 有意確率(両側) N	-.033 .498 419													
就職	相関係数 有意確率(両側) N	.046 .349 419	-.015 .758 419												
被害者	相関係数 有意確率(両側) N	.002 .973 419	.016 .747 419	-.073 .135 419											
罪	相関係数 有意確率(両側) N	-.024 .621 419	.011 .827 419	-.055 .261 419	.104* .034 419										
家族	相関係数 有意確率(両側) N	-.006 .900 419	-.084 .087 419	.078 .113 419	.016 .750 419	-.041 .400 419									
謝罪	相関係数 有意確率(両側) N	.005 .913 419	.107* .028 419	.030 .544 419	.285** .000 419	.124* .011 419	.018 .716 419								
友人関係	相関係数 有意確率(両側) N	.032 .516 419	-.042 .395 419	.216** .000 419	-.031 .530 419	-.038 .435 419	.009 .858 419	-.042 .395 419							
心	相関係数 有意確率(両側) N	.036 .466 419	.042 .396 419	-.022 .655 419	.096* .049 419	-.026 .601 419	-.103* .035 419	.118* .016 419	-.015 .756 419						
施設	相関係数 有意確率(両側) N	.124* .011 419	-.033 .498 419	.079 .108 419	-.048 .329 419	-.024 .621 419	.012 .800 419	.005 .913 419	.032 .516 419	-.076 .120 419					
人間関係	相関係数 有意確率(両側) N	.198** .000 419	-.044 .368 419	.208** .000 419	-.022 .661 419	-.035 .478 419	.095 .052 419	-.009 .860 419	.186** .000 419	-.064 .191 419	.407** .000 419				
不安	相関係数 有意確率(両側) N	.121* .013 419	.064 .189 419	.050 .307 419	-.037 .447 419	-.018 .720 419	.009 .858 419	.001 .979 419	.035 .478 419	-.067 .173 419	.098* .045 419	.086 .078 419			
受刑者	相関係数 有意確率(両側) N	-.022 .656 419	.029 .548 419	-.007 .881 419	.078 .111 419	.014 .782 419	.046 .350 419	-.064 .191 419	-.042 .391 419	-.002 .960 419	.024 .627 419	.017 .725 419	.010 .840 419		
社会復帰	相関係数 有意確率(両側) N	.300** .000 419	.120* .014 419	.296** .000 419	-.083 .091 419	-.114* .019 419	.098* .045 419	.028 .568 419	.124* .011 419	.041 .407 419	.149** .002 419	.166** .001 419	.260** .000 419	.015 .759 419	
宗教関連	相関係数 有意確率(両側) N	-.142** .004 419	-.031 .522 419	-.145** .003 419	.097* .047 419	.044 .369 419	-.020 .681 419	-.055 .265 419	-.087 .076 419	-.130** .008 419	-.108* .027 419	-.130** .008 419	-.164** .001 419	-.062 .204 419	-.314** .000 419

*. 相関係数は 5% 水準で有意(両側)です。

**. 相関係数は 1% 水準で有意(両側)です。

次に、各カテゴリ間の相関を示したものが表7である。多くのカテゴリとの相関関係がみられたのは、「社会復帰」と「宗教関連」である。まず、「社会復帰」では、「被害者」「謝罪」「心」「受刑者」以外のカテゴリと有意な相関関係が見いだせた。ただし、「罪」とは負の相関であった。一方で、「宗教関連」は「生き方」「罪」「家族」「謝罪」「友人関係」「受刑者」以外のカテゴリと有意な相関関係が見いだせた。しかし、「被害者」以外のカテゴリは負の相関であった。

3. 3. 考察

テキストマイニングによる分析において、『社会復帰』と『宗教関連』に関わるキーワードを回答している者が多かった。これは坂東他（2007）の分析結果と一致する内容である。ただし、本研究の分析ではこれら二つのカテゴリと他のカテゴリの結びつき、つまり社会復帰や宗教に関連するキーワードと他のキーワードがどのように結びついているのかを示すことができる。

つまり、カテゴリ『社会復帰』と『宗教関連』のそれぞれと他のカテゴリでは少し結びつきは異なっている。カテゴリ『社会復帰』に含まれるキーワードを用いた回答者は、『家族』（31.9%）、『不安』（26.4%）、『生活』（20.2%）のカテゴリに属するキーワードを多く用いている（表8）。一方で、カテゴ

リ『宗教関連』では、『家族』（25.7%）、『社会復帰』（17.8%）、『被害者』（17.1%）のカテゴリに属するキーワードを多く用いている（表9）。

ここで、注目すべき点は両方のカテゴリと結びつきが強いカテゴリ『家族』である。表10の回答例からもわかるように、『社会復帰』と結びついている『家族』は生きている家族であり、被収容者からすれば出所後の関係が悩みとなっている場合である。一方、『宗教関連』と結びつく『家族』は亡くなっており、被収容者からすればどのように供養等をすればいいのかといった場合である。また、カテゴリ『社会復帰』と『宗教関連』の両方のキーワードを用いている回答に、わずかではあるが出所後にもお寺や教会に行きたいがどうすればいいのかといった回答もあった。

また、2つのカテゴリに含まれるキーワードを回答した者は、全体ではカテゴリ『社会復帰』が多く含まれていた（表11）。上位5つをみると、『社会復帰』と『家族』が52名、『社会復帰』と『不安』が43名、『宗教関連』と『家族』が39名、『社会復帰』と『生活』が33名、『社会復帰』と『人間関係』、『社会復帰』と『宗教関連』がそれぞれ29名であった。『宗教関連』を中心にみると、上記以外のカテゴリでは『被害者』26名や『受刑者』

表8 カテゴリ「社会復帰」と用いられているカテゴリ

カテゴリ名	回答者数	構成比
社会復帰	163	100.0%
家族	52	31.9%
不安	43	26.4%
生活	33	20.2%
宗教関連	29	17.8%
人間関係	29	17.8%
受刑者	26	16.0%
就職	26	16.0%
施設	24	14.7%
心	18	11.0%
被害者	15	9.2%
生き方	13	8.0%
友人関係	10	6.1%
謝罪	9	5.5%
罪	2	1.2%

※構成比は、カテゴリ「社会復帰」の回答者を100%としている。

表9 カテゴリ「宗教関連」と用いられているカテゴリ

カテゴリ名	回答者数	構成比
宗教関連	154	100.0%
家族	39	25.3%
社会復帰	29	18.8%
被害者	26	16.9%
受刑者	19	12.3%
不安	11	7.1%
人間関係	9	5.8%
施設	8	5.2%
罪	8	5.2%
心	7	4.5%
生き方	6	3.9%
生活	6	3.9%
謝罪	5	3.2%
就職	3	1.9%
友人関係	2	1.3%

※構成比は、カテゴリ「宗教関連」の回答者を100%としている。

表 10 個人教誨内容の回答例

	回答例
1	疎遠となっている親に出所後どう接するか。出所後の生活や仕事（就業）への不安。出所後教会に行きたいがどうすればよいか。
2	出院後再度周りの人に迷惑をかけてしまうのではないかと心配や不安・悩みの相談
3	こちらから家族の事、出所後の事など聞き話し合う事のほうが多い
4	釈放後の生計について（家族が居ない）
5	60歳後半の年齢により、出所後の身の置所（家族とはほとんど離別しているため）
6	出院後の親との同居、今後の就業について、出院後の友人関係、自分の精神面の不安、彼女との関係・帰宅する家がないどうすればよいのか
7	被害者（殺人）にもうしわけない。本人（受刑者）の肉親の死を縁に自分の今が恥ずかしい。亡き人（被害者並びに家族）の心をしのび、人間の心に帰りたい。
8	犯してしまった罪に悔い苦しんでいるなど宗教に対する関心等相談を受ける
9	償いのあり方について、死亡した被害者の供養について
10	親の命日とか被害者の命日などで呼ばれることが多く、反省の弁等が多い。
11	出院後お寺へ行き話を聞いたり相談したいが、どこのお寺へ行っても良いのやらわからない又行っても相手（住職）の人との人間関係が出来ていないので受け入れてもらえるか不安だ
12	被害者のための祈り。キリスト教教義を知りたい
13	宗教上の問題、心の平安を求める、有期刑者には社会復帰の更生の問題
14	相手やその家族に対して犯した罪の償い方。死んだ被害者に対する弔いの仕方
15	家庭への不安、子供のことが中心、進学就職等
16	親子の問題、妻との問題、子どもの教育問題
17	家庭の事情、夫婦間の問題、特に離婚について。宗教の教えについて
18	親族の命日にあわせた回向法要と法話、仏教教理についての質疑応答
19	出所後の信仰について、出直された家族の供養について
20	家族（親、妻、子供たち）に心配をかけていること・家族の健康のこと。出所後の仕事、生活のこと

表 11 2つのカテゴリ含まれる回答者数（回答者数 10 名以上）

回答者数	カテゴリ 1	カテゴリ 2
52	家族（111）	社会復帰（163）
43	不安（62）	社会復帰（163）
39	家族（111）	宗教関連（152）
33	生活（39）	社会復帰（163）
29	人間関係（47）	社会復帰（163）
27	宗教関連（152）	社会復帰（163）
26	宗教関連（152）	被害者（53）
26	社会復帰（163）	受刑者（64）
26	社会復帰（163）	就職（28）
24	施設（39）	社会復帰（163）
20	家族（111）	受刑者（64）
20	施設（39）	人間関係（47）
18	人間関係（47）	家族（111）
18	宗教関連（152）	受刑者（64）
18	社会復帰（163）	心（40）
17	不安（62）	家族（111）
15	家族（111）	被害者（53）
15	社会復帰（163）	被害者（53）
13	生き方（20）	社会復帰（163）
12	人間関係（47）	生活（39）
12	受刑者（64）	被害者（53）
11	不安（62）	生活（39）
11	不安（62）	宗教関連（152）
11	人間関係（47）	不安（62）
11	就職（28）	家族（111）
11	施設（39）	家族（111）
11	被害者（53）	謝罪（20）
10	不安（62）	施設（39）
10	不安（62）	受刑者（64）
10	就職（28）	人間関係（47）
10	生活（39）	家族（111）
10	社会復帰（163）	友人関係（14）

19名であり他のカテゴリとの結びつきは少ない。

以上のことから、少なくとも個人教誨における教誨師と被収容者のやりとりには、社会復帰に関する相談がなされている場合と供養や祈りといった宗教そのものに関する相談がなされている場合と、大きく二つの場合と考えられる。つまり、個人教誨の相談内容としては、宗教的あるいは心理的内容と社会的内容の2つの次元に位置づけられる。

個人教誨が宗教教誨のもとで行われているのであるから、当然のことながら、宗教に関連する内容は含まれる。その内容の多くは宗教そのものに関することであるが、他のカテゴリとの結びつきから見ると、家族や被害者への供養等の内容も含まれていることが分かる。教誨師の役割を、被収容者の信教の自由を保障するものであり、また受刑者の心情の安定や精神的煩悶の解消、あるいは情操の涵養に宗教者という立場から関与していると考え、個人教誨の内容としては求められているものであろう。しかし、個人教誨の内容は、宗教に関連するものだけではなく、他の多くの内容が含まれており、特に出所後の家族関係や生活に関する内容は多くあげられていた。出所（出院）した後に、どのように家族と付き合うのか、そこには親子関係や夫婦関係のさまざまな不安がわきあがるであろうし、また就職などの生活自体をどのように組み立てておしていくのかといった悩みもあるだろう。

ただし、同じ悩みといってもそれぞれのアプローチは異なる。前者は宗教的・心理的内容とすると、そのアプローチは被収容者の内的世界に向けられ、心理カウンセリングに似たものになる。現に、教誨師必携には個人教誨の方法として、カウンセリング理論が紹介されている。しかし、後者は内的世界だけの問題ではなく、外的世界さらには刑務所外の社会に向かわざるを得ない。出所後の就職や家族関係といった社会生活の問題を解決するには、カウンセリングのようなアプローチではなく、ソーシャル・ワークの方法を取り入れていかなければならないのではないだろうか。

4. まとめ ～今後の課題～

これまで、いくつかの調査から被収容者がかかえる悩みや心配ごと、あるいは苦労したことをみてきた。その結果、被収容者がかかえる悩みは、宗教的・心理的内容と社会的内容として理解できることが示された。現在の教誨師活動やその根拠となる法令等を考慮すると、宗教的・心理的相談内容への具体的なアプローチはカウンセリング等の方法を参考にすることでより可能性は大きくなるだろうが、社会的内容への具体的アプローチは困難であろう。

吉村（2002）によれば、個人教誨は、「教誨師と被収容者が一対一の関係の中で、宗教を介在させて問題解決を図るというスタンスのもの」であり、心理カウンセリングと通じるところがあり、「教誨の現場は、心理臨床的な場としても捉えることが可能である」という。確かに、一般に言われる宗教教誨あるいは教誨師の役割ということからは妥当な見解と思われるし、教誨師必携の中でもそのような記述がある。しかし、先述した個人教誨を担っている教誨師による個人教誨の相談内容は、必ずしも心理的な問題とだけ捉えることは適切ではないものが含まれる。それは、出所後の生活に関するものである。例えば、帰住先に関することやそれに伴う家族との関係などは心理的な問題ではなく、社会的な調整を要することである。このようなことは教誨師の役割ではないと思われるが、被収容者の社会復帰を考えるのであれば、施設職員、あるいは近年は位置されつつある社会福祉士との情報交換や連携等が重要であると考えられる。

つまり、身元引受人がなかなか決まらず仮釈放を受けられず満期出所してもその帰住先が決まっていない者が増加している昨今の状況の中で、受刑者の悩みの聞き手、宗教・心理的援助者としてだけではなく、社会復帰を念頭に置いたつなぎ手となる社会的援助者としての教誨師の役割を検討する必要があると考える。つまり、被収容者の社会復帰に寄り添える教誨活動の展開の可能性である。上田（2004）によれば、日本の仏教は危機的状态にあるという。葬式仏教と言われて久しいが、一般的にいえば、何か問題が地域社会なり家庭な

りで起こったとしてもお寺には行かないし、もっとも問題の受け手として期待していない。日本における宗教の位置が冠婚葬祭だけになっているとも考えられる。しかし、上田（2004）が紹介するように、社会的な問題に取り組み、さまざまな支援をつくっているお寺や宗教家の集団もある。欧米へ目をうつせば、宗教団体が社会的弱者支援の一環として、元収容者の支援を行っている。例えば、イタリアでは地域のカトリック教会が母体となった社会協同組合がいくつもあり、障害者や高齢者等はもちろんのこと元収容者も社会的弱者として位置づけて雇用や生活の場を提供している（田中、2005）。さらに、浜井（2011b）によれば、被収容者への社会的支援を行う UEPE（社会内（施設外）刑執行支援事務所）がこれらの社会協同組合と連携して社会復帰を図っているという。このような海外の支援の取り組みからも、日本においても元収容者を社会的弱者として、その社会復帰を支援する枠組みを検討していく必要性は十分にあるだろう。しかし、現段階での調査資料だけでは十分ではなく、今後の宗教教誨の振興に関する施策の樹立のためにさらなる研究調査が必要である。

参考文献

- 坂東知之、赤池一将、我藤諭、鴨下守孝、北村大、竹下賀子（2007）「矯正施設における宗教意識・活動に関する研究」龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報第4号 p.67 - 141
- 我藤諭（2011）「刑事施設における宗教意識調査」矯正講座 第31号 p.43 - 57
- 浜井浩一（2011a）「誰を何のために罰するのか - イタリアにおける触法精神障害者及び高齢犯罪者の処遇を通して日本の刑罰と更生について考える」『人権の刑事法学：村井敏邦古稀記念論文集』浅田和茂・石塚伸一編 日本評論社 p.896 - 930
- 浜井浩一（2011b）「法律家のための犯罪学入門（10）地域や民間を基盤とするイタリアの犯罪者処遇」刑事弁護（現代人文社編）（68）p.134 - 139
- 受刑者に対する釈放時アンケート集計結果
http://www.moj.go.jp/kyouseil/kyousei_kyouse26.html
- 浄土真宗本願寺派矯正教化連盟（2011）浄土真宗本願寺派教誨師必携（四版）
- 田中夏子（2005）イタリア社会的経済の地域展開 日本経済評論社
- 上田紀行（2004）がんばれ仏教！ NHK ブックス
- 八木宏美（2011）しがらみ社会の人間力 現代イタリアからの提言 新曜社
- 吉村昇洋（2002）矯正施設で活動する教誨師 - アンケート調査を通して - 駒沢大学大学院仏教学研究會年報 35 p.193 - 216

注

- 1) 詳細な結果については、赤池一将・石塚伸一編（2011）龍谷大学社会科学研究所叢書第91巻「矯正施設における宗教意識・活動に関する研究 その現在と歴史」日本評論社を参照のこと。
- 2) その他の調査結果については、坂東他（2007）を参照いただきたい。
- 3) 出現頻度数は、キーワードを回答している人数を表す。